

## ハラスメント相談申立の要領

●ハラスメントの相談を希望をする方は、別紙のハラスメント相談申立書に必要事項を記入して、下記の JAIMH 相談窓口へメールで送信し、提出してください。

※相談窓口メールアドレス(申立書提出先) [rinri@jaimh.org](mailto:rinri@jaimh.org)

●特別な事情(相談員の健康や、ハラスメントの相手方との関係等適正な相談を受ける任に適さない場合)がない限り、申立て時に希望された相談員が担当します。

相談担当者は、申立から概ね2週間以内に申立人へ着任を連絡しますので、相談を開始してください。

●相談にあたっては、経過を時系列にまとめ、関連する資料を用意していただくと、事情の聴き取りが進みやすいかも知れません。

●相談担当者への相談は、原則、メール・オンライン等でおこなわれます。

●相談の申立及び内容の秘密は厳守されます。ハラスメントの事実が認められた場合にはその結果は公表されますが、申立人・関係者のプライバシーには可能な限り配慮することとします。

●申立書提出にあたっては、後日の確認等のため、ご自身の控えを保管されるようお願いいたします。

一般社団法人日本乳幼児精神保健学会  
JAPANESE ASSOCIATION for INFANT MENTAL HEALTH  
(世界乳幼児精神保健学会日本支部)